

第 23 回 あわら市都市計画審議会議事録

| | | |
|-----------|--|--|
| 日 時 | 令和 3 年 5 月 1 7 日 (月) 午前 10:00～ | |
| 場 所 | あわら市役所 3 階 正庁 | |
| 議題 | 審議事項 | 嶺北北部都市計画道路 3・5・63 号 芦原温泉駅西口線 駅前広場の変更 (案) について |
| 出席者 | 1 号委員 (学識経験者) | 川上洋司 (会長) 堀江与史朗 (副会長) 柳川奈奈 笹岡太久磨 |
| | 2 号委員 (市議会委員) | 室谷陽一郎 山口志代治 森之嗣 卯目ひろみ |
| | 3 号委員 (関係行政機関) | 神門博文 (三国土木事務所長) 川上哲治 (坂井農林総合事務所長) 代理出席 武田真晃 (農村整備部長) 鹿取剛志 (あわら警察署長) |
| | 幹事 | 永井宏昌 (土木部長) 西川秀和 (土木部理事) |
| | 事務局 | 建設課：龍田課長、浅田補佐、渡辺、酒井 |
| 事務局 会長 | (開会の挨拶、出席状況の報告) (会長挨拶) それでは、審議事項の嶺北北部都市計画道路 3・5・63 号 芦原温泉駅 西口線 駅前広場の変更 (案) について、事務局の説明を求める。 | |
| 事務局 会長 | (審議事項について説明する。) | |
| 委員 | (委員に意見、質問を求める。) | |
| 事務局 | 一点目、今回の駅前には、道路法による道路区域、都市計画法による都市 施設、賑わい施設の敷地、この 3 つがあると思うが、それぞれが重なる部分と、 重なってはいけない部分があると思う。道路の区域と建物の敷地は重なってはい けないと思う。道路区域と都市施設とは、ふつうは重なると思う。今回は、建 物敷地と都市施設が重なるがそれは問題ないか。二点目、前回説明では、確 認申請を行い、その後、都市計画決定がされるとのことだったが、建物が建っ てから都市計画決定できるのか。三点目、施設の維持管理の予定を知りたい。 | |
| | 1 点目、駅前広場が、建築基準法第 42 条の「道路法上の道路」に該当する かどうかは、駅前広場の役割で判断するものとされており、当該駅前広場は、 あわら市道の認定及び道路区域の設定を行わないので、道路法上の道路で はない、という位置づけをしている。また、当該区域は駅前広場の「団体広場」 | |

| | |
|-----|---|
| | <p>として「環境空間」に位置付けており、交通空間機能を有さないため、「都計法による道路」にも該当しないものと位置付けている。2 点目、確認申請については、許可に問題なしということで、県と協議済み。3 点目、維持管理については、今後の関係課との協議に寄るので、未定。</p> |
| 委員 | 道路でないという管理で行くのか。 |
| 事務局 | 道路としての管理はせずに、賑わい施設として管理をする。 |
| 委員 | 道路の付帯施設として都市計画決定するのに、管理は道路としては管理しないというのはいかがなものか。 |
| 会長 | 道路法上の道路ではない、とあえて言っているのはどういうことか。 |
| 委員 | 西口線 180m以北の道路(105 号線)は都市計画決定しないのか。 |
| 事務局 | 指摘の箇所について、都市計画決定の予定はない。 |
| 委員 | 道路をつくるときは、まず都市計画決定するものと思うが、どうして決定しないのか。 |
| 委員 | 今回の議題は駅前広場についてなので、他の議論は控えたい。建築確認と都市計画決定の時系列を整理したい。 |
| 委員 | 都市計画法と建築基準法の関係を整理したい。今回の賑わい施設は、都市施設内に建設可能なものなのか。 |
| 会長 | 道路法上の道路ではない、という意味はなにか。商業施設とシェルターは一体のものようだが、費用負担はどうなっているか。 |
| 事務局 | 建築確認については、建物一体で申請されている。許可は一体で下りることで県と協議済みである。 |
| | 費用負担について、白抜きは面積割で外して市の負担となる。 |
| 会長 | 協議済みなら良い。 |
| 委員 | 建築確認について、申請内容に問題はないと県の関係課より聞いている。この審議会承認され、都市計画決定されたのち、建築確認の許可を下す予定である。 |
| 委員 | 現状は白地で建築確認申請されていると思うが、白地で確認が下りた後に、都市計画決定されるというのは、既存不適格にはならないか。 |
| 会長 | 計画決定を前提として申請しているので問題ない、という理解でよろしいか。 |
| 委員 | 建築確認申請の敷地範囲を教えてください。 |
| 事務局 | 一体の敷地として申請している。 |
| 事務局 | 建築確認申請の内容を確認する。 |
| 会長 | 白抜きの範囲については、前回の審議会以後、範囲を再検討して今回の案としてまとめたと理解している。 |
| 事務局 | 建築確認申請上の敷地面積は、図面に記載の敷地面積であり、範囲は図中マル印で囲われた部分である。 |
| 会長 | この審議会の審議事項としては、都市計画決定の範囲(区域)決定だけであって、その上をどう整備するかについては、あくまでも参考資料である。ただし、上にどういうものが建つか、また維持管理はどうなるかイメージしながら、その区 |

| | |
|-----|--|
| | <p>域決定が妥当かどうかを審議する必要がある。</p> |
| 事務局 | <p>維持管理については、3,000 m²のロータリー部分は、道路敷地なので建設部門での管理、1,560 m²の賑わい施設部分は、観光部門での管理をする予定である。</p> |
| 会長 | <p>再度確認だが、1,560 m²の今回追加の都市計画決定の範囲がこれでよいかどうかについては、異議なしということよろしいか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 会長 | <p>異議なしということで、その他について、議論したい。道路法上の道路から外すことは問題ないのか。外さないと建物は建たないのか。</p> |
| 事務局 | <p>今回追加の区域については、都市計画法第 11 条第 1 項の道路に該当する。環境空間として位置付けている。通常の道路機能は有していない。</p> |
| 会長 | <p>今回の賑わい施設は、あわら市にとって重要なものと思うので、使いやすく魅力的なものとなることを望む。前回審議会であった景観計画変更にもあったが、当地区は景観重点地区となっており、この施設は重要なデザインコードとなるはず。いいものができることを願う。今回追加決定する賑わい施設のエリアに限らず、駅前が一体的に使いやすく魅力的なものになれば、と思う。再度確認となるが、計画決定の範囲と面積は、事務局案のとおりよろしいか。</p> |
| 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 会長 | <p>その他として、105 号線の道路事業について。</p> |
| 委員 | <p>道路は、都市計画決定したうえで、事業着手するのが通常と思う。</p> |
| 会長 | <p>3・5・63 号の工事進捗状況を知りたい。</p> |
| 事務局 | <p>180m 中の北の部分の工事をしている。南の県道とりつき部分はこれから行う。</p> |
| 会長 | <p>ロータリーの進捗に合わせて完成する予定か。</p> |
| 事務局 | <p>その通り。</p> |
| 会長 | <p>その他、意見・質問はないか。</p> |
| 委員 | <p>無し。</p> |
| 事務局 | <p>無いようなので、これで審議を終了する。 (会議進行、多くの意見・質問に対するお礼) これで審議会を終了する。</p> |
| | <p>閉会時間(11:10)</p> |